

臨時記者発表要旨

と き 平成30年5月10日（木）13時30分～ ところ 佐伯市役所庁議室

佐伯市職員の懲戒処分について

本市職員が4月7日（土）未明に飲酒運転をした強い疑いがあることから、昨日5月9日（水）に懲戒処分を行いました。

本件は、酒気帯び運転等により警察に検挙・逮捕されたものではありませんが、匿名の市民からの通報があり、同職員及び一緒に飲酒した職員等に事情聴取を行った結果、目撃証言などの状況証拠から同職員が飲酒運転をしたという可能性が極めて高いことから、懲戒処分を行うこととしました。併せて上司2名を管理監督責任により、それぞれ戒告と厳重注意としました。

本市では、昨年7月と12月の2度にわたり発生した職員の酒気帯び運転を受け、飲酒運転の撲滅に向けて組織を挙げ服務規律遵守のための取組を行っている中で、本市職員が飲酒運転の強い疑いを持たれる行為を行ったことは、極めて遺憾であり、市民の皆様の信頼を裏切ることとなり、心からお詫び申し上げます。

今後は、飲酒運転撲滅、綱紀粛正のより一層の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、同職員は懲戒処分日（5月9日）と同日付で依願退職しました。

（処分の内容は別紙のとおり）

<懲戒処分に至った事実の概要>

同職員は、平成30年4月6日（金）18時から市内飲食店で開催された職場の歓送迎会に出席して、瓶ビール4～5本程度を飲酒した後、同席した同僚10人ほどと市内スナックなど2軒に行き、翌日午前1時30分頃、市内中村南町の市道馬場先新女島線において車を運転しているところを目撃された。

本件は、事故等は起こしておらず、警察に検挙・逮捕されたものではなく、飲酒運転をしたと推測される時間帯においての身体に保有していたアルコール量は不明であるが、同職員は平成20年にも酒気帯び運転による停職処分を受けており、その処分量定について懲戒審査会を3回にわたり開催し、慎重審議のうえ本市の状況等も考慮して処分を決定しました。